

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【403】
2. 日時：令和5年2月22日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
津金主任安全審査官、中村主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、
三浦主任安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、植木技術参与、
谷口技術参与、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官、藤原技術研究調査官、堀野技術参与※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他23名※

電源事業本部 原子力耐震グループ マネージャー 他1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備区分の基本方針、波及的影響に係る基本方針等）について、令和5年1月17日及び2月16日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
【耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備区分の基本方針】
 - 「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備区分の基本方針」について、前回ヒアリングからの変更箇所及び変更理由を分類、整理して説明すること。
 - 波及的影響を考慮する施設にタービン補機冷却系熱交換器が整理されているが、これにより波及的影響を受けるおそれのある上位クラスに属する施設及びその理由を説明すること。

- 工学的安全施設等の起動信号のうち、主蒸気隔離弁閉信号（主蒸気管トンネル温度高）について、耐震重要度分類がSクラスのものとはCクラスのものがあるが、それらの違いを説明すること。

【下位クラス施設の波及的影響の検討について】

- 原子炉補機海水系熱交換器から放水槽壁に至る範囲について、当該範囲に係る耐震重要度分類を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし